

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の期中の評価)

令和7年8月

1 政策評価の対象とした政策																	
事業継続の検討が必要となった事業実施地区を対象として、期中の評価を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業名</th> <th>評価実施地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄事業</td> <td>国有林直轄治山事業</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>直轄事業</td> <td>民有林直轄治山事業</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>直轄事業</td> <td>直轄地すべり防止事業</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			区分	事業名	評価実施地区数	直轄事業	国有林直轄治山事業	2	直轄事業	民有林直轄治山事業	3	直轄事業	直轄地すべり防止事業	2	合 計		7
区分	事業名	評価実施地区数															
直轄事業	国有林直轄治山事業	2															
直轄事業	民有林直轄治山事業	3															
直轄事業	直轄地すべり防止事業	2															
合 計		7															
2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期																	
評価の実施に当たっては、各森林管理局に設置している学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。 (1) 評価担当部局 事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部治山課、林野庁国有林野部業務課及び関東・近畿中国・四国森林管理局において実施した。（「事業評価担当部局一覧表」別添1） (2) 評価実施期間 令和7年4月から8月まで																	
3 政策評価の観点																	
本評価においては、地元の意向を聴取するとともに、①費用便益分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等について評価を行うとともに、これらに基づき必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った。																	
4 政策効果の把握の手法及びその結果																	
政策効果については、①費用便益分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等の評価項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映させた。 評価の結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。																	

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
(1) 令和7年7月に各森林管理局において、学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。 同技術検討会での意見の概要は以下のとおりである。 ・ 期中の評価実施地区の評価結果の案について、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。 (2) 事業評価技術検討会の委員構成は、(別添3)のとおりである。	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
本評価を行う過程において使用した資料は「地区別評価結果」(別添2)である。 なお、「地区別評価結果」(別添2)は林野庁ホームページで公表することとしている。 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/r7hyouka.html) 森林管理局事業評価技術検討会の資料等は、森林管理局ホームページで公表することとしている。 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kyoku_iink.html) その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおりである。	
7 政策評価の結果	
評価の対象とした7地区について、1地区は現計画により引き続き事業を継続、6地区は現計画を変更して事業を継続することとなった。 各事業実施地区の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。	